

【特定のテーマ：過去の外部監査に関わる是正措置の状況について】

改善を要する事項	講じた措置
<p>III 外部監査の結果</p> <p>(1) 健全化方策及び健全化計画の継続的な見直し</p> <p>200億円にも上ると見込まれる公社が抱える含み損の処理は、道民の大きな関心事であり、このため前回監査で数々の指摘を受けて健全化方策及び健全化計画を策定したが、財務的な裏付けを伴わないことから目標達成は困難な状況であり、北海道及び公社の責務は大きいものである。今後、どのような方策をもって含み損を解消するか、公社及び北海道は継続的に健全化方策及び健全化計画の検討及び見直しを行い、道民に対して説明する義務及び実行する責任がある。</p>	<p>平成18年3月31日に策定した「北海道土地開発公社の経営健全化方策（フォローアップ）」などに沿って、道は公社に対し、低利又は無利子で資金を貸付けることにより、長期保有地の簿価を抑制するとともに、公社においては、保有地の有効活用を図るため、自主事業用地に賃貸事業を導入しました。</p> <p>また、公社のホームページでは、これらの取り組みや長期保有地の状況、決算などの財務内容を公開し、事業運営の健全化に努めております。</p>
<p>(2) 会計処理の適正化</p> <p>i 完成土地を未成土地としている公社の貸借対照表は、財務状況を正確に反映していないものである。</p>	<p>国の制度改正（「土地開発公社の経理について」の一部改正について（平成17年1月21日付け総行地第148号総務省自治行政局地域振興課長通知、以下「新経理基準要綱」という。））を受け、財務諸表の資産区分表示等の見直しを行い、平成18年度から適用しています。</p>
<p>ii 土地の処分方針にもよるが、売却を前提とした処分が継続されるのであれば、売却の対象としている土地に関する含み損の金額は、本来であれば費用処理すべきである。たとえそれがかなわぬとしても、最低限、その額を財務諸表に開示すべきである。</p>	<p>売却を前提とした土地の損失の処理については、平成18年度から新経理基準要綱に沿った会計処理を行うこととしました。</p>
<p>iii 北海道からの派遣職員に関わる人件費は、公社が独立した事業体として評価を受ける以上、その会計処理は適正に行うべきである。</p>	<p>北海道からの派遣職員に関わる人件費の会計処理については、外部監査の指摘を踏まえ、公社監事（公認会計士）の意見を得て適正な処理を行っています。</p>
<p>IV 外部監査の結果に添えて提出する意見</p> <p>(1) 北海道単独事業用地に関する考察</p> <p>現在の北海道の財務状況から推測すると、公社が保有する北海道単独事業用地を即座に引き取るとは困難であろうが、公社の立場を鑑みると、北海道は早期に土地の引取りを行うべきである。</p>	<p>各用地毎に、当初の事業目的に沿って国等へ事業実施の要請を行うとともに、新たな利活用を検討し、処分促進を図って参ります。</p>
<p>(2) 自主事業用地に関する考察</p> <p>これまでの健全化計画では、売却を前提とした自主事業用地の大幅な処分が謳われてきたが、公社の財務状況を鑑みるに、販売した</p>	<p>売却による処分を基本としながらも、賃貸事業を導入した新たな土地利用計画を策定（平成18年3月31日決定）しました。</p>

<p>際に生ずる損失を補填する計画が無ければ、その処分を行うことは不可能であり、その結果、これまでは公社の内部留保の範囲内での処分しか行われてこなかった。現在、自主事業用地において土地の賃貸を検討しているが、単に売却と言う手段のみで公社の土地を処分するのではなく、土地の活用を含めあらゆる角度からの含み損の解消を検討し公社の財政の健全化を図るべきである。</p> <p>これまで公社が所有する土地を賃貸することは一時的なものしか認められていなかったが、平成16年12月に、長期的な賃貸をも可能とする政令改正がされたところである。これを機に、売却のみを前提とした従来の健全化計画の延長線上の見直しではなく、あらゆる手段を用いた見直しを早急に行うべきであり、北海道及び公社の財政健全化に寄与することが見込まれる新たな計画を立案すべきである。</p> <p>ただし、公社が賃貸という新たな手法により財務内容の健全化を図る際、提供する土地の計上基準も同時に検討しなければならないことは当然である。</p>	<p>今後、保有地の有効活用を図って参ります。</p>
<p>(3) 公社の財務諸表に関する考察</p> <p>i 開示すべき情報について</p> <p>公社はこれまで、土地開発公社経理基準要綱に基づき財務諸表を作成しているが、平成17年1月にこの要綱が改正されており早急に公社における財務規程等の見直しを行い、時代に合った財務諸表を作成・公表すべきではないだろうか。</p> <p>この点、公社では、決算資料として、簿価に加算している事務費の一覧表を作成していることから、たとえばこれを損益計算書の附表として情報開示に活用することも考えられる。特に、期間比較が可能な経費の集計資料の開示は、公社の経営努力を評価する上で重要なものと考えられる。</p>	<p>新経理基準要綱の施行に伴い、公社の財務規程及び施行細則を改正（平成18年4月1日施行）しました。</p>
<p>ii 会計基準について</p> <p>土地開発公社という特別法人に対して土地開発公社経営基準要綱が定められているが、公社として財務内容に関わる説明責任を全うするのであれば、今回改正された土地開発公社経理基準要綱に基づき、専門家と協議の上、時代に適合した財務規程等を整備し、道民が理解しうる財務内容の開示を行うべきではなかろうか。</p>	<p>新経理基準要綱の施行に伴い、公社監事（公認会計士）の意見を得ながら、公社の財務規程等を改正（平成18年4月1日施行）しました。</p> <p>今後、会計処理のより一層の適正化を図って参ります。</p>
<p>iii 含み損の未販売土地への配分について</p> <p>平成16年度においては、中空知流通工業団地の土地販売に関する会計処理は妥当に行われているものと認められる。すなわち、売上原価の計上額は、販売土地に対応する帳簿価額が正しく計上されており、差</p>	<p>自主事業用地の販売時における会計処理については、中空知流通工業団地と同様に適正に処理して参ります。</p>

損となった場合においてはその損失は損益計算書上に計上されている。

残念ながら現在までに南空知流通工業団地あるいは苫小牧交通運輸関連用地の土地が販売された実績はないが、今後販売が行われた場合においては、中空知流通工業団地におけると同様に適正な会計処理が行われなければならない。

(4) 公社の事業見込みに関する考察

平成16年度以降、公社の事業規模は大幅な縮減が見込まれている。国及び北海道からの事業が減少するとともに、東日本高速道路株式会社（旧日本道路公団）からの事業も大きく減少することが見込まれており、このままの状況が継続すると数年内に通常の事業における損益も赤字となる可能性がある。前回監査よりこれまで公社では、人員削減のほか、組織体制の見直しによる管理職給与の減少などの人件費の削減を行い、その他経費及び支出の削減にも大いに努めてきている。

また、一方で新たに鉄道・運輸支援機構から北海道新幹線整備に係る事業の受託があったが、公社がその人的資源を確保し有効な作業能力を維持することを考えた場合、公社としての最低事業量の安定的確保には至っていない。

公社の公共事業における重要な機能を考えた場合、公社における専門的能力を有する人材の確保育成は、北海道として積極的に行う必要があり、今後とも公社の事業活動における最低事業量の確保は必須の条件と考える。北海道として公社を公共用地取得の業務に関わる専門機関として活用を図るためには、その事業規模の維持策を継続して講じる必要があることは、公社の存続が危ぶまれることになると、長期保有地の計画的な処分促進は不可能となり、北海道が被る財政的負担は著しいものと容易に想像が出来ることから判断される。

今後、長期保有地の処分並びに活用のみならず公社自体の事業展開及び人的資源の確保も視野に入れた中長期計画の検討・立案が望まれる。

「北海道土地開発公社の経営健全化方策（フォローアップ）」を平成18年3月31日に策定し、公共用地取得の専門機関として、今後も活用が図られるよう、また、自主事業用地の処分促進等にも積極的に取り組むよう公社を指導しました。